

## 6. 関係者の意見等

### 6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

#### 6.1.1 実施状況

成瀬ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成 24 年 9 月 21 日までに検討の場を 4 回開催した。

第 1 回検討の場において確認された検討の場の規約を p.6-7 に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は p.1-7 の表 1.2-2 検討の場の実施経緯を参照。

#### (1) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

○平成 22 年 11 月 17 日に開催した検討の場（第 1 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔秋田県〕 佐竹知事

- ・ これからの状況というのは、統計学的なものも含めて、これからの気象というものにある程度幅広に対応できるような形にしておくということが必要と考えている。ここまで来たダムであるので、河川流域のさまざまな政策も含めて、ストック調整としてのダムというのは、欠かせないと考えている。

〔秋田市〕 穂積市長（中川副市長が代理出席）

- ・ 成瀬ダムについては治水対策として早期の完成を望んでいる。また、かんがい、あるいは水道、発電、様々な目的を持った事業も予定されており、この恩恵をこうむる市町村にとってはなくてはならないダムだと感じている。
- ・ 堤防のない地域が秋田市の雄和地区にあり、近年においても、昭和 62 年、3 年前の平成 19 年の洪水で床上、床下浸水、農業被害があった。最近のゲリラ的な集中豪雨の多発もあり、地域の方々は非常に不安に思っている。
- ・ 成瀬ダムの早期完成はもちろんだが、連続堤防の整備、さらに河道掘削を促進して地域住民の安全、安心な暮らしを確保していただきたい。

〔横手市〕 五十嵐市長

- ・ 今回 TPP 絡みで米づくりを今後どうするかという話がいろいろ地元で出ている。これに対しては、私ども地球温暖化等々の進行で米をつくれる地域がどんどん北上するだろうと思っており、そういう意味では西日本では相当厳しい状況がこれから出てくるだろうと思っている。
- ・ 私どもとしては米づくりを軸としたまちづくり、地域づくりをこれからも引き続きあるということで、利水の観点でいうと、かんがい用水が減ることは、あり得ないと考えている。もちろん環境の保全上からいっても、水田の環境保全機能は下がることはない、これからはもっともっと高まるものだと思っている。

〔湯沢市〕 齊藤市長

- ・ 今年7月から9月にかけて特定の地域に短時間、多量の雨が降るとい、いわゆるゲリラ豪雨が発生し、道路や河川や農地などに多くの被害をもたらした。地域の住民の洪水に対する不安をまず解消するため、治水対策の必要性を強く感じている。

〔大仙市〕 栗林市長（久米副市長が代理出席）

- ・ 平成19年の集中豪雨により家屋や農地に大きな被害が発生した。また、西仙北地域の強首地区においては、現在500ヘクタール規模の圃場整備も実施しており、堤防が完成しないと、圃場整備が完了しても雨が降るたびに洪水が発生するということが、公共投資が無駄になると思っている。そういうことで、洪水の調整施設としてのダムの建設をお願いしたい。
- ・ 夏場に雄物川が渇水すると、ある一定のところよりも水位が下がれば取水してはいけないという、暫定の取水許可であり、年に数回取水できない場合が出ている。この場合は、他の地区から給水車により対応しており、そのほかには住民の方々に節水してくださいと広報車で回っている状況であり、このままいくと毎年そういう状況が出てくるので、何とかダムを完成して、安定水利権に移行できるようにひとつお願いしたい。

〔羽後町〕 大江町長（佐藤副町長が代理出席）

- ・ 下流の皆さんは飲料水として生活上の一番大きな問題を抱えているというようなことを聞くと、ぜひこのダム事業については関係市町村と力を合わせながら地域住民、それから県南、あるいは秋田市まで含めてぜひ一刻も早く完成していただければありがたいなと考えている。

〔東成瀬村〕 佐々木村長

- ・ 一般県民にもわかるような、理解いただけるパンフレット、あるいは説明資料を準備して、県民に訴えていく必要があると感じている。
- ・ 成瀬ダムはいつになったらできるのかといった期待をかけられていて、これはどういう経過で今休んでいるのか、そういったことも含めて我々ももっとダムの効果等について説明できる資料が欲しいということを感じている。
- ・ 村はダム対策室を、ダム事業が始まって以来、少ない職員の中から配置して、用地交渉やダム事業全体について、その事業の推進に当たっている。計画では、県営発電所の計画もあり、まさしくエコエネルギー対策としても大いに期待されることである。
- ・ 約10キロメートル上流には栗駒国定公園の栗駒高原、それから栗駒山、須川高原、須川温泉があり、夏場だけの観光地ですが、年間50万人の入り込みがある地域になっている。2年前の岩手・宮城内陸地震の影響で国道342号、398号が寸断された

が、今年の5月30日と9月18日に国土交通省東北地方整備局、県の努力により、再開通したばかりであるが、入り込み客も徐々に回復してきている。これに成瀬ダムが完工すると、地域に大きな観光資源としての役割が期待される。

- ・ 地域の住民はこれまで順調に進んできたのが、検証となって止まってしまって、大変不安、心配しているのが現実である。今後のスケジュールなども、今回の内容によればわかるが、ある程度概要でも、これから今後の計画を一般県民に知らせていかなければならないと感じている。

○平成23年2月23日に開催した検討の場（第2回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔秋田県〕 佐竹知事

- ・ 同じ予算をかけたとしても非常に時間がかかるものと、時間はそれほどかからないものがあるはず。やりやすいけれども100年かかるものと10年でできるという時間軸という、その間90年違いますといろんな影響が全部累計してくる。

〔秋田市〕 穂積市長

- ・ ダムについていろいろな意見が、そこは共通の認識に持っていないと、これから事業を展開するときに、10年たてば数値がみんな変わるわけですね。こういった点についてどうお考えなのかをお聞かせいただきたい。

〔大仙市〕 栗林市長

- ・ 雄物川流域は堤外に民有地が非常に多い川、流域ではないかなと思っている。樹木を伐採するのであれば堤外の民有地も含めて考えないと効果というものは出てこないような気がしている。
- ・ 雄物川の上流から海までの堤外の民有地の割合を教えていただきたい。川の中だけやっても、堤外全体のことやらないと意味がないような気がしている。
- ・ 「ダム使用権等の振替は、需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権を必要な者に振り替える方策」と書かれているが、この意味がよくわからない。また、既設ダムの容量のところで利水の数字は余っているということなのか、ご説明願います。

〔東成瀬村〕 佐々木村長

- ・ ダム完成後はどちらかというと森林保全の対策が置き去りにされていくのではないかと懸念を我々上流の地域としては持っている。
- ・ 今の時点から流域の森林の重要性について確認し合っていただくようなことを対策として申し合わせしていかないと、この後、課題として残っていくのではないかと考えており、そういった点についてのお考えがあればお示しいただきたい。

○平成 23 年 10 月 20 日に開催した検討の場（第 3 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔秋田県〕 佐竹知事（堀井副知事が代理出席）

- ・ 「全川にわたる河道掘削」という案が示されているわけでありませけれども、築堤、掘削とも膨大な工事量ということであり、また用地買収も 550 ヘクタールに及ぶが、こうした方式というのはひとつの治水の方法としてあると思うが、現実的に可能なのか。
- ・ 今回の 6 月、7 月の豪雨により、県内の本川、また支川でも相当な箇所被害が発生している。住民からも一日も早い治水対策の強化について、私どもに求められており、そうした時間軸というところについても的確に評価をいただければと思う。
- ・ さまざまなケースの比較検証はこれからの作業になるのだろうが、経済的な比較のステージでは、ぜひとも発電というものも的確に効果として評価の対象にしていきたい。
- ・ 地下水取水による地盤の沈下とか、あるいは安定性、こういったものについては、今後詳細な調査が必要であるということをも前提にしているということだが、私どももこうした点については大きな懸念は持たざるを得ないということをご理解いただきたい。
- ・ 今回の震災あるいはさまざまな水害等の災害を受けまして、我が国の防災対策の迅速な取り組みということが本当に国民的な課題として今求められているわけであるので、この検証についてもできるだけスピードを上げて行っていただくように改めてお願いを申し上げたい。

〔秋田市〕 穂積市長（中川副市長が代理出席）

- ・ いろんなケースの詳細な比較をしていただいたのですが、秋田市の場合は最下流部のため海岸線もある。これらのケースごとに海岸保全、どのくらい土砂が流れてくるのか、侵食されるのか、そのあたりの検証はここには入らないものなのか。

〔横手市〕 五十嵐市長（鈴木副市長が代理出席）

- ・ 生活の基盤としている農地の被害が少なくなるようなことをやっていかなければならないのではないかなというふうに思っています。そういう意味では、今回のさまざまな組み合わせの検討の中で、農地を守るということも強めに出していただきたいと思う。
- ・ 横手市では、現に地下水の吸い上げが安定的にできないということで、一つの村を上水に切りかえたという例がある。地下水取水が安定的にできるかという不安は現実には大きいということで、ぜひ検討の際には配慮いただきたいと思う。

○平成24年9月21日に開催した検討の場（第4回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔秋田県〕佐竹知事

- ・ 今年、玉川が猛烈な渇水。玉川ダムを活用する対策案は、水害は別にして、水利用については、今年のような渇水の際は全く役に立たないということになるか。論理的には確率と統計の問題だが、利水について玉川ダム（の貯水）がない今の状況では（玉川ダムを活用する対策案は）（ダムの貯水が）なくなると捉えて良いのか。
- ・ 感覚論だが、気象状況が極端になっているということは、極端に雨が降らない状況になる場合、逆に大雨になる場合もある。日本全体、九州の例を見てもそう感じる。個々のダム論ではなく全体の論理からすると、貯水あるいは洪水調節機能、利水機能も含めたダムという装置が、ある程度一定水準あった方が無いよりはよく、そういう意味では気象状況の流れからして、調節機能がきちっとあるということが、秋田県全体の様々な形のセーフティネットが増えると感じる。気象学も含めた総合科学の面からどうなのか。
- ・ だいぶ時間がかかった感じがするが、我々が考えていた結論とほぼ同じである。
- ・ 問題は、これから国土交通省サイドでオーソライズするのがいつ頃になるのか。また、その後のタイムスパンはどうなっていくのか。スピード感をもって進めてもらいたい。

〔秋田市〕穂積市長

- ・ 新波地区の治水対策案で、河道を直線で結ぶ案が高額になることについて金額等を提示していただきたい。
- ・ 1年間の期間があったが、パブリックコメント等々に対して検証し、評価を出された訳であるが、それらについては適切だと感じている。また、治水、利水、流水の正常な機能の維持それぞれの目的別においても適切に評価されており、総合評価も適切だと思う。
- ・ 異常気象が続いている中、渇水やゲリラ豪雨もあり、それに対して調節機能が多いのはダムだと思っている。コスト的、期間的にも優位なのはダムということであり、是非とも早期着工を進めていただきたい。

〔横手市〕五十嵐市長

- ・ ダム建設構想が持ち上がった時は、今年のような渇水は想定していなかったような気がする。想定外という言葉が流行っている時代ではあるが、そのような中で改めてダムを建設することにより、地域における様々な水の活かし方が有効になると確信している。
- ・ だいぶ時間もかかって、体系的、網羅的に検討されているが、この検証にかかった時間・エネルギーは随分もったいないと感じた。

- ・ 成瀬ダムを建設するのが妥当だという検証の結果は、全く同感である。順調に進むことを強く望む。

〔東成瀬村〕 佐々木村長

- ・ 成瀬ダム案で地域振興の評価があるが、現在、東成瀬村として成瀬ダム関係の地域振興策を検討しているところ。ダム事業が進まず少しストップしている状況であり、計画の進捗を図っていただきたい。
- ・ 赤滝について、現状を詳細に記録し資料により保存することだが、今後、東成瀬村と具体的に詰める必要がある。赤滝神社は現存しており、単に資料により確認するだけでは、神社を守ってきた方々に対する姿勢として説得力に欠けると思うので、よく調整をしながら具体化していただきたい。
- ・ 水源地の村としてダム事業に積極的に関わってきた。検証作業には心から敬意を表する。
- ・ パブリックコメントで出された対策等についても、詳しく資料を提示して総合評価をしているわけであり、その評価について全面的に賛意を表す。地元として流域の方々が安全に、しかも水を利用して、それから災害を未然に防止するという対策を出来るだけ早くとっていただくことを期待したい。
- ・ 現在、(事業が) 中断している状況であり、村の中のダムに寄せる気持ちが薄れるということを大変心配している。できるだけ早い着工に向けて今後のスケジュール、所定の手続きを進めていただきたい。

## 資料 1

## 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

## (名称)

第1条 本会は、「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下、「検討の場」という。）と称する。

## (目的)

第2条 検討の場は、検討主体（国土交通省東北地方整備局）による成瀬ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

## (検討の場)

第3条 検討の場は、別紙-1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

## (情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。
- 3 その他、公開の方法は別途定める。

## (事務局)

第5条 検討の場の事務局は、国土交通省東北地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

## (規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

## (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

## (附則)

この規約は、平成22年11月17日から施行する。

**【別紙－1】**

「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

**【構成員】**

秋田県知事  
秋田市長  
横手市長  
湯沢市長  
大仙市長  
羽後町長  
東成瀬村長

**【検討主体】**

東北地方整備局長

(注) 構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。



## 6.2 パブリックコメント

成瀬ダムの検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

### 6.2.1 意見募集の概要

#### (1) 意見募集対象

- ・今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案
- ・今回行った複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対するご意見

#### (2) 募集期間

平成23年10月22日（土）～平成23年11月21日（月）（必着）

#### (3) 提出方法

郵送、FAX、電子メール、閲覧場所の回収箱への投函

#### (4) 意見募集結果の概要

##### 1) 意見提出者

意見提出者：19（個人15、企業・団体4）

##### 2) 意見概要

- ・今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案  
：治水・利水対策案について、それぞれ3件の具体的なお提案があった。
- ・今回行った複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対するご意見  
：治水・新規利水・流水の正常な機能の維持の各対策案の評価等についてご意見があった。

### 6.2.2 パブリックコメントに寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメントに寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を以下に示す。

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方	【複数の治水対策の立案及び概略評価について】
治01	<p>【具体的な治水対策の立案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転規則を一部変更するだけで洪水と利水を振り替える期間やある期間の住み分けが可能であり、安全に運転できる。</li> <li>・過去の洪水の多くの場合に、その災害を既設ダムなどの施設とその運用(運転規則を含む)によって、大きく軽減できたはずである。</li> <li>・中流地区の強首地区から新波地区の区間、川を直線にする。</li> </ul>	<p>検討主体の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の治水対策の立案において、「ダムの有効活用」として既設の玉川ダムと皆瀬ダムの治水容量を増やし、洪水調節ルールの変更を行った上で、治水効果を増大させる「かさ上げ案」の検討を行っております(複数の治水対策案の、ケース2-1 玉川ダムかさ上げ+河道掘削、ケース2-2 皆瀬ダムかさ上げ+河道掘削)。</li> <li>・なお、既設ダムの玉川ダムと皆瀬ダムは治水容量と利水容量の配分において、既往の洪水発生頻度・規模、河川水の不足する期間・規模等に基づき洪水期、非洪水期を設定した貯水池計画などにより、洪水調節と利水の二つの目的を満足するよう計画されております。</li> <li>・ご意見を踏まえ、既設の玉川ダムと皆瀬ダムの操作ルールを見直した案については、複数の治水対策案【I】、既設ダムの有効活用による治水対策の一つとして追加検討しております。</li> <li>(第4回検討の場 資料5-1 P2~6 参照)</li> <li>・ご意見を踏まえ、強首地区から新波地区の区間を、捷水路とした案、分水路とした案、現河道を遊水地として活用した上で捷水路とした案の3案について、複数の治水対策案【II】、河道改修による治水対策の河道掘削案を基本に、追加検討しております。</li> <li>(第4回検討の場 資料5-1 P7~11 参照)</li> </ul>	<p>【複数の治水対策の立案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。</li> <li>・雄物川水系は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、成瀬ダムの検証にあたっては、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」(平成21年6月15日「第5回雄物川水系河川整備準備学識者懇談会」に提示)の目標を、「河川整備計画」において想定している目標と同程度の目標として、複数の治水対策案の検討を行っております。</li> <li>・なお、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」は、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)」の策定に向け「水系全体としてハラスメントを向上させること」が雄物川水系の治水の基本であるとの考えのもと、「過去最大洪水等、昭和以降に発生した代表的洪水と同規模の洪水が発生しても外水氾濫による床上浸水等重大な浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても被害の軽減に努めること」を整備目標とすることとして、学識者からなる「雄物川水系河川整備学識者懇談会」の意見を伺いながらとりまわられたものです。また、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」における整備計画目標流量は、平成20年12月29日「第4回雄物川水系河川整備準備学識者懇談会」にて了承されたものとなっております。</li> <li>・「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」及び「雄物川水系河川整備学識者懇談会」の開催内容については、以下のホームページでご覧いただけます。 (<a href="http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01/kawa/gekushikikon/index.htm">http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01/kawa/gekushikikon/index.htm</a>)</li> <li>・複数の治水対策案の検証においては、「河川を中心とした対策」に加えて、「遊水機能を有する土地の保全」、「部分的に低い堤防の存置」など、流域全体で治水対策を担担する「流域を中心とした対策」も検討しております。</li> <li>・「ダム」の代替案として示された諸工事の数値(工事費)は当局のものではなく第三者のものでなければ客観性がありません。</li> <li>・参考資料に述べられている案件では情報の利用という項がある。この点での具体的な検討も配布資料ではその詳細が分からない。</li> </ul>
治02	<p>【複数の治水対策の検討について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過大な目標設定(河川整備計画素案等)で洪水を河川に封じ込めざる発想から、流域全体で現実的な治水対策を積み上げていく考え方に転換すべき。</li> </ul>		

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<p>【成瀬ダムの治水効果について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成瀬ダムの治水能力が検証されておらず、「河川整備計画相当案」を目標としてつくられた対策であり評価はできない。</li> </ul> <p>治03</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成瀬ダムの集水面積は極端に小さく、治水にはほとんど貢献しない。</li> <li>ダムの流域面積に占める割合が1.4%なのに寄与率が4.7%だとする根拠を知りたい。また、当ダムのその寄与率が十分機能する程の降雨量があった際の構川基準点の水深はどれほど増すのか、更にダム造成によって、これまで顕発し、また可能性のある地点の洪水は解消されると考えるが、その個所を明示されたい。</li> <li>成瀬ダムの下流域に対する治水効果の検証を徹底に行うべき。</li> </ul>	<p>【成瀬ダムを含む治水対策案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防のカサ上げよりダムによる貯水。</li> </ul>	<p>検討主体の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目において、「複数の治水対策案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。</li> <li>雄物川水系は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、成瀬ダムの検証にあたっては、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(案)」(平成21年6月15日「第5回雄物川水系河川整備学識者懇談会」に提示)の目標を、「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標」として、複数の治水対策案の検討を行っております。また、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(案)」における整備計画目標流量は、平成20年12月25日「第4回雄物川水系河川整備学識者懇談会」にて了承されたものとなっております。</li> <li>治水基準点の構川地点における流域面積(約4,035km<sup>2</sup>)に対して、成瀬ダムの流域面積(約68km<sup>2</sup>)が占める割合は約1.7%です。</li> <li>構川地点における成瀬ダムの寄与率(※1)は、雄物川流域で発生した主要な13洪水を対象として流出解析(※2)を実施した結果、降雨特性により幅がありますが、最大で約4.7%となり、構川地点における流域面積に対して、成瀬ダムの流域面積が占める割合を超える治水効果と認められるものです。</li> <li>(※1)ここでは、「成瀬ダムがないと設定したときの洪水ピーク時の流量」に対する、「成瀬ダムがないと設定したときの洪水ピーク時の流量」と、成瀬ダムがあると設定したときの洪水ピーク時の流量との差の比率としました。</li> <li>(※2)流出解析により算出した構川地点の流量は、実績洪水時の降雨の地域・時間分布の違いのみに着目し、その他の条件については、全て同一と仮定したうえで、河道のはん蓋がない状態で現時点の既設6ダムがあったものとして算出した推定値である。</li> <li>「当ダムのその寄与率が十分機能する程の降雨量があった際の構川基準点の水深はどれほど増すのか」について、成瀬ダムによる洪水調節の寄与率が約4.7%となるのは、昭和56年8月23日22:00時点に306mであったのが、8月24日7:00時点には7.24mとピークを迎え、この間に4.19m上昇しております。</li> <li>近年で被害が大きかったS62.8洪水以降、玉川ダム建設や河川改修事業を鋭意進めておりますが、H14.8洪水、H19.9洪水、H23.6洪水では、主に無堤地区が多く残っている中流部(玉川下流)で浸水被害が顕著しております。また、上流部でも無堤地区では浸水被害が生じていることから、河川整備計画相当案では成瀬ダムの下流域に対する治水効果の検証を行った上で、成瀬ダム建設と河川改修との組合せにより、これまで顕発している洪水を解消するものとしております。</li> </ul>
<p>治04</p>	<p>【成瀬ダムを含む治水対策案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防のカサ上げよりダムによる貯水。</li> </ul>	<p>検討主体の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案しており、堤防高上げ案については、概略評価において業知されております。</li> <li>概略評価により抽出された検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、評価軸ごとの評価、目的別の総合評価及び総合的な評価を行い、対応方針(案)を決定することとしております。</li> </ul>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治05	<p>【「成瀬ダムを含まない治水対策案」について】</p> <p>[堤防の強化] ・旧西仙北町より下流の洪水箇所の堤防を強化。 [遊水地] ・雄物川流域の適当な箇所に遊水地を造る。 ・集中豪雨に備えるために、「広く浅く」の遊水地を確保すること。周囲堤は過大なものでなく現実的なものを工夫すること。</p> <p>・関係自治体と連携し、遊水地を地役権方式で最大限確保するよう努力するとともに、被害の際の共済制度を充実させること。</p> <p>[水田等の保全] ・昭和中期以降の土地改良事業によって、従来このエリアに停滞して遊水地機能を果たしていた旧河川敷の水は、その機能を奪われて一挙に雄物川幹線水路へと奔流のごとく流下している。今日の下流域の洪水に負担していることとなるのではないかと。水は個々の単位水田を満たすと、旧来のように隣接水田へではななく、ただちに排水路へと排水され、幹線排水路へと原状急速に流出されている。「反覆して用水路へと戻され利用されている」といっても、敷箇所に過ぎず「かもその回復水も、袋絡からその水田へ入れれば直ちに再び排水路へと放棄されていく。「わっくわくと流下」とは無縁どころか、従来に加算する流量を下流部基準点へ向けて排出していることとなる。水田の「洪水防止機能」は、人々の協力で充分対応できる。案としてたとえば洪水警報などの緊急時に日当を支払うとする。</p> <p>・河道より広がるかに広い中流域に内包される耕地、とくに水田の治水効果はよりの確に調査し算定しておくべきであるが、資料中には具体的説明が見当たらない。</p>	<p>検討主体の考え方</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検証に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、</p> <p>[堤防の強化] ・ご意見にある旧西仙北町より下流の洪水箇所の堤防強化について、「遊水機能を有する土地の保全」と「部分的に低い堤防の存置」を組み合わせたケース9、10、13以外の治水対策案においては、築堤として見込んでおります。</p> <p>[遊水地] ・川沿いにある遊水地については、複数の治水対策案の立案において、流量低減効果を発現するよう雄物川沿いで洪水を貯留するためのまとった土地面積が確保でき、できる限り家屋移転等が生じない候補地として3地区を選定した「新たな施設による治水対策案(遊水地)」(ケース1、14、15、16-2、6-2、6-3)を検討しております。なお、遊水地内の用地については、地役権方式として検討しております。</p> <p>・また、「新たな施設による治水対策案(遊水地)」においては、遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置その他の行為の禁止等を目的として、地役権を設定することで検討しておりますので、遊水地内の農地については、従前とおりの営農が可能であると想定しております。ご意見にある共済制度を充実させることについては、共済制度を管轄する機関への意見と考えております。</p> <p>[水田等の保全] ・水田の「洪水防止機能」については、地域の方々のご協力をいただければ、その効果を十分に発揮することができるとのご意見について、緊急時における日当の支払い等の経費は計上しないもの、水田の畦畔をかさ上げすることで雨水を貯留する効果を生み出した「雨水貯留・浸透施設、水田等の保全による治水対策案」について検討しております(ケース11、14、15、16)。</p> <p>治水対策案の検討においては、現状の土地利用状況を前提としております。</p> <p>・水田等の保全については、面積約570km<sup>2</sup>(転作等除く)の水田を対象に水田の畦畔を15cmかさ上げし雨水を貯留することとして検討しております(第3回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場資料-3 複数の治水対策案の立案と概略評価についてJP36参照)。</p>
治06	<p>【河川整備について】</p> <p>・集中豪雨が懸念される現在、雄物川中流域の洪水対策こそ急ぐべき。</p> <p>・雄物川中流域における現事業「雄物川中流域緊急対策事業」、強首地区下流の樋門工事等を着実に早期に行うこと。</p> <p>・雄物川・玉川合流点より下流域での河道整備・河道掘削を年次計画を立てて着実にを行うこと。</p> <p>・羽後町鶴巣地区の治水対策はしっかりと築堤で対応してもらいたい。</p> <p>・東成瀬村岩井川地区の治水対策は、土砂が合流点付近に堆積しているの、河道掘削を優先してやっていただきたい。</p>	<p>・雄物川・玉川合流点より下流の雄物川中流地区は約20kmにわたり無堤であるため、他地区に比べて治水安全度が低く、水害常襲地域となっております。一つの集落として治川では最も家屋の多い強首地区は、輪中堤により緊急的に洪水防御をしましたが、その上下流には未だ無堤区間が多く残されています。現在、雄物川中流部緊急対策特定区間事業や河川改修事業により、築堤、河道掘削及び樋門等の整備を計画的に進めようとしています。</p> <p>羽後町鶴巣地区については、県道改良事業と連携し、必要な断面を有する道路兼用堤防として整備を進めていくところです。</p> <p>・ご意見のある東成瀬村岩井川地区の河道掘削については、当該区間の河川管理者である秋田県より以下のとおり伺っております。</p> <p>「ご意見の箇所については、成瀬川と合流点付近であると推測されます。現時点においては、河川流下断面が確保されていることから河道掘削の計画はありませんが、今後河川を監視しながら状況変化の把握に努めるとともに、事業の実施については地元市町村とも協議をして判断したいと考えています。」</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治07	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の地域行政の長のご意見の矛盾部分が多く、改めて全員の考えの共通理解の必要性を思った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証にかかるとは、「検証に当たっては、(中略)関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」と規定されており、成瀬ダム建設事業の検証に係る検討においても「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、平成23年10月までに3回開催し、検討内容の認識を深めながら検討を進めております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>成瀬ダム建設は即刻中止。</li> <li>食物連鎖を断ち切る事業はしないで下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき「群物川水系河川整備計画(国管管理区間)(案)」の目標を「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標」として、複数の治水対策案の検討を行っております。</li> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、概略評価により抽出された複数の治水対策案について、評価軸ごとの評価、目的別の総合評価及び総合的な評価を行い、対応方針(案)を決定することとしております。</li> </ul>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の新規利水対策案の立案及び概略評価について】	【具体的な新規利水対策案の提案について】	<p>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、複数の新規利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保の上、その量を確保することを基本として立案しております。</p> <p>ご意見を踏まえ、皆瀬ダムの操作ルールを見直した案について追加検討しましたが、以下の理由から新規利水対策案とすることは困難といたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皆瀬ダムの操作規則に定める洪水期間(7/1~9/30)は、既往の洪水特性などから適切に設定されております。洪水調節容量内に利水容量を確保した場合において、洪水調節容量を確保するため、洪水の発生までに水位を低下させる事前放流が必要となりますが、過去の出水などから検討を行った結果、事前放流による洪水調節容量の確保ができない場合があります。資料5-2 P2 参照</li> <li>・(第4回検討の場 資料5-2 P2 参照)</li> <li>・なお、新規利水対策案においては、「他用途ダムの容量買い上げ」として、皆瀬ダム治水容量16,200千m<sup>3</sup>を活用する案も検討しております。</li> </ul> <p>ご意見にある貯水池・遊水池については、複数の新規利水対策案の立案において、「河湾外貯留施設(調整池)案」として検討しております。なお、本案では地下水涵養のための利用については見込んでおりませんが、必要量が地下水取水可能と想定した「地下水取水」の検討を別途行っております(例えば、新規利水対策案(かんがいのケース6))。</p> <p>ご意見のある皆瀬川の濁り解消策については、皆瀬川の河川管理者である秋田県より以下のとおり伺っております。</p> <p>「皆瀬ダムは、上流から流れ込む土砂が堆積する分の容量を確保しており、現在の土砂の堆積はその容量内に収まっております。そのため、新たに利水容量を確保するための浚渫予定はありませんが、今後も貯水池内の堆砂状況を監視し、状況変化の把握に努めます。」</p> <p>「なお、一般的なダムと同様に出水時にダム貯水池や下流河川が濁る状況がみられます。皆瀬ダムとしては選取水設備を活用して、貯水池の中で最も水質の良い層から取水し、下流河川への影響を極力少なくするよう努めておりますが、今後もダム貯水池及び下流河川の状況を監視しながら、水質悪化防止に努めます。」</p>
利01	<p>夏場のかんがい用水確保として、皆瀬ダムの運転規則を改定し、7月1日までに機械的に貯留水を放流するのではなく、アメダス情報等にもとづいて貯水・放流をコントロールすること。</p> <p>平鹿平野の扇状地上部(増田町・十文字町地区)に霽解け水、洪水時の水を溜める貯水池・遊水池を設け、夏場の渇水期に備えるとともに、適直、地下水涵養のために利用すること。</p> <p>皆瀬川の濁り解消策としても、皆瀬ダム・板戸ダムのヘッドロを浚渫し、利水容量を実質的に確保すること。</p>	<p>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>本検証の検討主体である東北地方整備局は、成瀬ダムの利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き継ぎ事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算出根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、東北地方整備局において必要量の算出が妥当におこなわれているか等について確認を行い、確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>ご意見にある玉川ダムの活用については、複数の新規利水対策案の立案において、大仙市の水道用水を玉川ダムのダム使用権等の振替により確保する案を検討しております(ケース14、15、16)。なお、現在、大仙市南外地区のほか、刈田野地区、大沢郷地区についても、将来的な安定水源を成瀬ダムに依存することを前提とした、暫定豊水水利権を取得して水道用水を取水しております。</p>
利02	<p>南外地区、刈田野地区、大沢郷地区(大仙市)への利水は、日本海へ垂れ流している玉川ダムの水を活用すべきである。水系が違いうので利用できない。しかも、南外地区は今すぐにも水は必要である。</p>	<p>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>本検証の検討主体である東北地方整備局は、成瀬ダムの利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き継ぎ事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算出根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、東北地方整備局において必要量の算出が妥当におこなわれているか等について確認を行い、確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>ご意見にある玉川ダムの活用については、複数の新規利水対策案の立案において、大仙市の水道用水を玉川ダムのダム使用権等の振替により確保する案を検討しております(ケース14、15、16)。なお、現在、大仙市南外地区のほか、刈田野地区、大沢郷地区についても、将来的な安定水源を成瀬ダムに依存することを前提とした、暫定豊水水利権を取得して水道用水を取水しております。</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応のご意見の例)	検討主体の考え方
利07	<p>[水力発電]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然エネルギーの活用(水力発電)。</li> </ul>	<p>・成瀬ダムには、秋田県の発電事業が企画していますが、この企画は秋田県からの申請に基づき行われているものです。</p> <p>・成瀬ダムの発電は、発電専用の貯水容量を持たず、他の水利使用等の目的で放流する水を利用して行われる「従属発電(※)」であり、他の目的が効果を発揮することを前提として事業が成立しているものです。</p> <p>※「従属発電」とは、かんがい用水の用水路・水道用水のような他の水利使用の水路等に設置した発電施設において、発電のための取水が、通年、当該他の水利使用の運用に従ってのみ行われるものであり、既許可の他の水利使用に完全に従属する水利利用の形態を探っているものである。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検証に関する再評価実施要領細目」において、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的(発電(他の水利使用に従属するものを除く。))等については、(中略)目的に応じた検討を行う。」と規定されております。成瀬ダムの発電は、「他の水利使用に従属するもの」に該当することから、目的別の検討の対象となっておりません。</p> <p>・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が同年9月に公表されています。そこでは「第8章における発電利水の位置づけを明確にすべき。」というご意見に対し、「発電専用容量を持たない従属発電」については、新規利水対策案の評価において、例えば、発電を目的として事業に参画している者への影響の程度について評価することとします。」との考え方が示されております。</p> <p>・成瀬ダムの発電については、この考え方に沿って、新規利水及び流水の正常な機能の維持の検討の際にそれぞれ評価しております。</p>
利08	<p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八木(皆瀬)頭首工(横手市皆瀬町)の改修により同頭首工の貯水量は大幅に増加、水門が5基あるが6月以外は2基だけ開門され、3基は閉まったままである。ということは成瀬ダムがなくても水は十分ににあるということではないか。</li> <li>・地域の水利利用の実態を見張り管理する人材と組織を作り水を大切に使う。</li> </ul>	<p>・皆瀬頭首工では、代かき期、普通期、非かんがい期、それぞれの期間において水利使用許可の範囲内で受益地に必要な水量を取水されており、ご質問については、取水口のゲート門数は最大取水量に対応したもとなっており、取水量に応じて取水口ゲートの開閉等の操作を行うこととしていると、雄物川筋土地改良区より伺っております。なお、皆瀬頭首工は取水位の確保を目的に設置されたものであり、貯留を目的としたものではありません。</p> <p>・ご意見にある人材と組織づくりについては、治水調整の強化や節水対策の一環として考えられる方策の一つと認識しており、本検証においては、効果をあらかじめ定量的に見込むことはできない、もしくは困難であるが、全ての新規利水対策案に共通する方策としております。</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利03	<p>【必要な開発量の確認について】</p> <p>[新規利水全般] ・水道水の確保、湯水対策、農業用水は今では根拠ない。 ・建設ありきのデータに疑問。</p> <p>[水遣用水] ・(水道用水について)当該地域では、少子高齢化、人口減少が著しい。また、節水意識の向上、節水機器の普及等によって水需要は減少の一途であり、ダムを造る必要は全くない。</p> <p>[農業用水]</p> <p>・かんがい用水の利用のあり方として「水ロ→一枚の田んぼ→排水路」という使い捨ての水利用ではなく、上の田んぼから下の田んぼへと可能な限り繰り返し使う、昔ながらの方法を検討してもらいたい。</p> <p>・除草剤を効かせるための減水深20mm/日以下という基準で必要量を再検討し、過大な取水量を是正することを関係者に求めること。</p> <p>・「旱魃に飢饉なし」というように、数年おきに水が不足することはあるが、凶作になったことはない。</p>	<p>・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じて、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、検討主体である東北地方整備局において、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認しております。</p> <p>「検証主体が行った必要な開発量の確認方法・結果」については、「第3回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料-2 事業等の点検について」において提示しております。</p> <p>・本検証の検討主体である東北地方整備局が、成瀬ダムの利水参画者(かんがい用水)である湯沢市、横手市、大仙市に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、各者から引き継ぎ事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料をいただきました。この資料に基づき、必要量の算出が妥当に行われているか等を東北地方整備局において確認を行い、確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>「検証主体が行った必要な開発量の確認方法・結果」については、「第3回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料-2 事業等の点検について」において提示しております。</p> <p>・本検証の検討主体である東北地方整備局は、成瀬ダムの利水参画者(かんがい用水)である東北農政局に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料をいただきました。この資料に基づき、必要量の算出が妥当におこなわれているか等を東北地方整備局において確認を行い、確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>・ご意見にあるかんがい用水のあり方については、国営平鹿平野農業水利事業を所管している東北農政局より以下のとおり伺っております。</p> <p>「平鹿平野地区においては、かんがい用水を有効に利用するため、皆瀬・成瀬頭首工から取水した用水を上流の地域で利用した後、下流排水路に流出した用水を再び下流の地域でかんがい用水として利用する。回復利用が行われており、事業計画における用水の回復利用については、水田に滞留された用水が地下に浸透して、その一部が下流の排水路に流出してきたものを排水路に堰を設け、回復水として再利用する計画である。」</p> <p>・ご意見にある減水深については、国営平鹿平野農業水利事業を所管している東北農政局より以下のとおり伺っております。</p> <p>「減水深は、地形、土壌、地下水位などによって左右されるため、国営平鹿平野土地改良事業計画で用いられる減水深は、平鹿平野地区内のほほむらにおける実測結果に基づき設定している。このため、国営平鹿平野土地改良事業計画においては、昭和68年～昭和80年の実測結果に基づき、土壌タイプごとに分類し、期別で10mm～29mmと設定している。なお、平鹿平野地区において、平均減水深が20mm未満の減水深タイプに分類した計画面積は、全体面積の約7割を占めている。」</p> <p>・干害の被害量については、平鹿平野地区のみを特定できる統計はないものの、県南地方(湯沢市・雄勝郡、横手市・平鹿郡、大曲市・仙北郡)では、昭和53年～平成3年の14年間で5年、全県の統計のみとなった平成4年～19年の16年間で、全県単位で9年の干害が発生しております(出典:「秋田の農産物」(東北農政局秋田農政事務所))。</p>



意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利003	<p>・減反(転作)率が38%という現実のなかで、果たして2倍(菅瀬頭直工)の水が本当に必要なのかという住民の素朴な声に答える必要がある。米余りのなか、対象地域一律の減反(転作)率ではなく、適地適作で米作、畑作の配置を行うことが大切である。</p> <p>・農業用水は米が余り減反田、休耕田があり、水田用水の需要は減っている。</p> <p>・代かき期のかんがい用水の確保については、現実には大量の雪解け水が流れているのであり、豊水水利権のためにダムを造らなければならないという既得権から解放されるべき。</p> <p>・東北農政局との連携により菅瀬川・成瀬川からの過大な取水を制限する方向で検討してもらいたい。</p>	<p>・ご意見のあるかんがい用水の需要については、国営平野農業水利事業を所管している東北農政局より下記のとおり伺っております。</p> <p>「菅瀬頭直工において、計画取水量が既得許可水量の2倍となる期間は、かんがい期間(年間123日)のうち、代かき期間(年間116日)である。必要量は平野平野地区内のほ場における実測結果に基づいた代かき減水率及び水田の耕起作業の実施日数など、地域の営農実態を踏まえて算定している。」</p> <p>・ご意見のあるかんがい用水の需要については、国営平野農業水利事業を所管している東北農政局より下記のとおり伺っております。</p> <p>「本地区では、水田の畑利用と水田利用を交互に行う、いわゆる田畑輪換を行う計画であり、畑利用から復田した場合、用水量は増加する。また、水田の転作には、水田と同様にかんがいを行う非主食用米(加工用米及び新規需要米)等を含み、平野平野地区の変益地である横手市では非主食用米の作付けが増加しており、かんがい用水の需要は減少しているものではない。」</p> <p>・暫定豊水水利権については、営農形態の変化に伴うかんがい期間の前倒し等による代かき用水量の増加等による水需要の急増に水資源閉塞施設が追いつかないことから、水源確保のために必要な措置を早急に講じることを条件として、やむを得ず、暫定豊水水利権を許可してきたものです。暫定豊水水利権は、既得の安定水利権に影響を与えないよう、河川の流量が少ない時は取水できないのが原則であり、安定水利権に切り替えるには、ダム等の水資源施設を完成させるか、他の水利権を転用するなど、別途水源を確保することが必要であると考えております。</p>
利004	<p>【「成瀬ダムを含む新規水利対策案」について】</p> <p>・雄物川筋土地改良区では、将来に遡り安定した営農を行うためにも、現計画である成瀬ダムの早期完成を強く願っている。</p> <p>・概算事業費から比較しても、その他の問題事項の解決を図るより、現計画を進めるのが一番の妥当な対策だと思われる。</p> <p>・水利対策は早急に進めなければならない問題であるため、今更、新たな経費や時間をかけている場合はありません。そのことから、一刻も早くダムの本体工事の着工を望む。</p> <p>・成瀬ダムを早期に完成していただき、揚水機はなくしたいと考えている。</p> <p>・地域の地形、水利形態を考慮すれば、ケース2・3・6でさらに工事費をかけるよりも、すでに一部着工しているケース1で進めた方がベストである。</p> <p>・安定的なかんがい用水を考えようと成瀬ダムの水源を確保できる事を一番に望む。</p>	<p>・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、水利参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、閉塞量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、水利参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した水利対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(中略)1)目標(中略)2)コスト(中略)3)実現性(中略)4)持続性(中略)5)地域社会への影響(中略)6)環境への影響」と規定されており、抽出された新規水利対策案について、これに基づき評価を行っております。</p> <p>・なお、目的別の総合評価では、「一定期間内に効果が発現するかなど、時間的な観点から見た実現性を確認することなどとなっております。</p>
利005	<p>【「成瀬ダムを含まない新規水利対策案」について】</p> <p>【地下水案】</p> <p>・土地改良区管内は、特に夏場の渇水期に、営農に必要な河川水が足りず、やむを得ず改良区・農家自らの負担でポンプを運転し不十分ながらも、かんがい用水を供給している地域である。</p> <p>・農家に維持管理費用の負担がかかる。加えて地下水量が不安定なポンプ設備をこれ以上大幅に増やすなど到底考えられない。</p> <p>・地下水を利用する取水に頼るといふ事は、現実的ではない。今現在でも、地下水の低下から、井戸水の水量は減ってきている状況である。いくらポンプを設置しても、安定した水の提供は約束できないと思う。</p> <p>・地下水取水に関しては、現在当土地改良区地区内に33箇所管理する揚水施設があり、毎年この維持補修に多額の経費を費やしているのが現状である。原因は何と言っても河川からの安定した取水が出来ず、特に中干し後の最も水の必要とする出穂期に水が足りない。</p> <p>・地下水取水に関しては、半永久的なものでもなく、地下水水位の低下も懸念され、維持補修していくことは組合員負担の更なる増大に繋がり、決して望むものではない。</p> <p>・地下水をかん養し利用すべき。</p>	<p>・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、水利参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、閉塞量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、水利参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した水利対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(中略)1)目標(中略)2)コスト(中略)3)実現性(中略)4)持続性(中略)5)地域社会への影響(中略)6)環境への影響」と規定されており、抽出された新規水利対策案について、これに基づき評価を行っております。</p> <p>・「地下水案」については、新規水利対策案の評価軸ごとの評価の「実現性」技術上の観点から実現性の早通しはどうか」において、他に影響を与えない揚水量とする必要があるため、地下水貯蔵量調査や地盤沈下量調査など現地における十分な調査が必要である旨を、また、「環境への影響」地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化などのような影響があるか」において、横手市等より地盤沈下などの周辺への影響が不明であるなどの不確定な要素に関する懸念が表明されている旨を、それぞれ記載しております。</p> <p>・「複数の新規水利対策案の立案」において、地下水の涵養について見込んでおりませんが、必要量を地下水取水可能と想定した「地下水取水」の検討を行っており、目的別の総合評価を行う新規水利対策案として抽出しております(例えば、新規水利対策案(かんがい)の、ケース6)。</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利06	<p>【検証の進め方について】</p> <p>・減反が始まり、人口の減少も続く中で、数十年前に企画された事業を見直さないとやろうというのがよくわからない。低成長期に入り、国や地方が膨大な借金を抱えている中で、しかも東日本大震災という未曾有の災害を受けた現在、公共事業も優先順位をつけて行うべき。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されたとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討を行う有識者会議」が通知され、これらに基づき予断を持たずに検討を行っております。</p> <p>・「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(平成22年9月)」今後の治水対策のあり方に関する有識者会議では、「この「中間とりまとめ」に示した共通的な考え方に従って、個別のダム事業が点検されるとともに、幅広い治水対策案等を立案し評価されるプロセスを経て、予断を持たずに検証が進められ、必要なら安全度を確保しつつも、よりコストが低い治水対策案等が見出されることを強く求める」とされております。</p> <p>なお、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領II」に基づいて、再評価も実施しております。</p>
利07	<p>【水力発電】</p> <p>・自然エネルギーの活用(水力発電)。</p>	<p>・成瀬ダムには、秋田県の発電事業が参画していますが、この参画は秋田県からの申請に基づき行われているものです。</p> <p>・成瀬ダムの発電は、発電専用の貯水容量を持たず、他の水利使用等の目的で放流する水を利用して行われる「従属発電(※)」であり、他の目的が効果を発揮することを前提として事業が成立しているものです。</p> <p>※「従属発電」とは、かんがい用水の用水路・水道用水のような他の水利使用の水路等に設置した発電施設において、発電のための取水が、過年、当該他の水利使用の運用に従ってのみ行われるものであり、既許可の他の水利使用に完全に従属する水利利用の形態を採っているものである。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目II」において、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的(発電(他の水利使用に従属するものを除く。))等については、(中略)目的に応じた検討を行う。」と規定されております。成瀬ダムの発電は、「他の水利使用に従属するもの」に該当することから、目的別の検討の対象となっております。</p> <p>・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が同年9月に公表されております。そこでは「第8章における発電利水の位置づけを明確にすべき。」というご意見に対し、「発電専用容量を持たない従属発電については、新規利水対策案の評価において、例えば、発電を目的として事業に参画している者への影響の程度について評価することとします。」との考え方が示されております。</p> <p>・成瀬ダムの発電については、この考え方に沿って、新規利水及び流水の正常な機能の維持の対策案の検討の際にそれぞれ評価しております。</p>
利08	<p>【その他】</p> <p>・八木(皆瀬)頭首工(横手市増田町)の改修により同頭首工の貯水量は大幅に増加、水門が5基あるが6月以外に2基だけ開門され、3基は閉まったままである。ということは成瀬ダムがなくても水は十分にあってということではないか。</p> <p>・地域の水利利用の実態を見張り管理する人材と組織を作り水を大切に使う。</p>	<p>・皆瀬頭首工では、代かき期、普通期、非かんがい期、それぞれの期間において水利使用許可の範囲内で受益地に必要な水量を取水されております。ご質問については、取水口のゲート門数は最大取水量に対応したものとされており、取水量に応じて取水口ゲートの開閉等の操作を行うこととされていると、雄物川防土地改良区より伺っております。なお、皆瀬頭首工は取水位の確保を目的に設置されたものであり、貯留を目的としたものではありません。</p> <p>・ご意見にある人材と組織づくりについては、治水調整の強化や節水対策の一環として考えられる方策の一つと認識しております。本検証においては、効果をあらかじめ定量的に見込むことはできない、もしくは困難であるが、全ての新規利水対策案に共通して実施すべき方策としております。</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方	
【複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案及び概略評価について】	【具体的な流水の正常な機能の維持対策案の提案について】	※該当する意見はありませんでした。	
流01	<p>【複数の流水の正常な機能の維持の検討について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムによって「流水の維持」を行うという考え方は承服できない。アメリカでは川の生態系の復活のためにダムを撤去し始めている。ダム先進国のアメリカに率直に学ぶべき。</li> <li>・ダムも老朽化し、原状と同じように撤去しなければならなくなる時期が必ず来るのだから、そのコストを今から考慮すべき。</li> <li>・データが疑問。</li> </ul>	<p>・流水の正常な機能の維持とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持、既得用水の安定取水等を考慮し、河川の流水が本来持っている機能を言います。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。と規定されておりです。</p> <p>なお、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(案)」では、動植物の保護等を考慮して岩崎橋地点における「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を概ね2.8m<sup>3</sup>/sと設定しております。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(中略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「立案した利水代替案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(中略)1)目標(中略)6)環境への影響」と規定されております。抽出された流水の正常な機能の維持対策案について、これらに基づき評価を行っております。</p> <p>・なお、ダムの堤体については、適切な維持管理を行うことにより継続的に使用する計画となっております。</p>	<p>・川底を広くし川の流量を維持することのご意見について、川底を広くしても流量がかわらなるとすれば、一般的には水深が減少するものと考えられております。なお、河川においては、瀬・淵といった河道形態の下に動植物の多様な生息・生育環境が形成されており、川底の形状は、重要な環境要素とされており、十分な配慮が必要と考えられております。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「6)環境への影響(中略)各評価軸が定量的評価を行うことは可能か(中略)主として定性的に評価せざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合がある。」とされており、生態系への影響の定量化については、数値を用いて定量的に評価できないものも、どのような差があるかをできる限り評価することとしております。</p>
流02	<p>【河川維持流量について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「流水の正常な流量の確保」には生態系保全が含まれる。</li> </ul>	<p>・流水の正常な機能を維持するために必要な流量とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、渇水時において維持すべきで定まられた流量、及び既得の水利流量の双方を満足する流量として設定しております。なお、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(案)」では、動植物の保護等を考慮して岩崎橋地点における「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を概ね2.8m<sup>3</sup>/sと設定しております。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(中略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係を参考とする。」「立案した利水代替案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(中略)1)目標(中略)6)環境への影響」と規定されております。抽出された流水の正常な機能の維持対策案について、これに基づき評価を行っております。</p> <p>・河川においては洪水から渇水までの流量の変動の下に動植物の多様な生息・生育環境が形成されており、流量の変動も動植物の生息地又は生育地の状況の保全・復元のためには重要な要素となります。動植物の生息・生育環境が流量の減少によって大きく変わると考えられる瀬やワンド等においては、渇水時ににおいても生息・生育条件を保つことのできる一定量以上の流量を確保する必要があると考えられております。</p>	<p>・魚たちには大水や川涸れのある環境が望ましい環境。</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流02	<p>・ダム下流域の河川状態を早れば明らかにならないか</p> <p>・夏の水位低下は驚くべきものがある。子どもは成瀬川・皆瀬川で水泳ができなくなった</p> <p>・水泳ができるまでとはいかないか、もう少し水を流せないものか</p> <p>・何故現在、流水が正常でないのか</p>	<p>・なお、現状の成瀬川及び皆瀬川については、少雨などにより河川水量が少ない状況下において、河川水位・流量が小さい状態が発生しております。成瀬ダム運用後は、洪水調節により洪水流量が低減されるとともに、岩崎橋地点における「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」である2.8m<sup>3</sup>/sを確保できるようになります。</p>
流03	<p>【その他】</p> <p>・水源林の保全について</p> <p>・国有林に技能職員を、民有林には補助金を、中山間地域には「山の守り料」として現地住民に現金給付。</p> <p>・森を愛する全国の人達に参加を求め間伐、植林などの仕事を。</p> <p>【皆瀬川の濁りについて】</p> <p>・皆瀬川の濁りは一向に改善していない。水質改善に取り組み住民の信頼を得るべき。</p> <p>・ダムを選択取水設備が実務的に河川の水質悪化防止に役立っているのか、予断なく検討してもらいたい(大松川ダムの例をみると役に立っていないのではないか)。</p> <p>・皆瀬川の水質を改良するために、皆瀬ダムの堆積物を除去してもらいたい。それができてこそ流水の維持だと思ふ。</p>	<p>・「水源林の保全」については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、状況の安定化の期待から効果量にかかわらず行うべき対策で、全ての流水の正常な機能の維持対策に共通して実施すべき方策としております。</p> <p>・ご意見のある皆瀬川の濁りについては、皆瀬川の河川管理者である秋田県より以下のとおり伺っております。「一般的に出水時に河川は濁りが生じますが、ダムに濁った水が溜まるため、下流河川の濁りが多少長くなるのは事実です。」</p> <p>・「皆瀬ダムとしては、選択取水設備を活用して、貯水池の中で最も水質の良い層から取水し、下流河川への影響を極力少なくするよう努めておりますが、今後もダム貯水池及び下流河川の状況を監視しながら、水質悪化防止に努めます。(本松川ダムでも同様に努めています。)」</p> <p>・「また、皆瀬ダムでは、上流から流れ込む土砂が堆積する分の容量を確保しており、現在の土砂の堆積はその容量内に収まっています。そのため、新たに利水容量を確保するための浚渫予定はありませんが、今後も貯水池の状況を監視するとともに、下流河川への影響を極力少なくするよう努めます。」</p>
	<p>【その他】</p> <p>・清流を維持するために、ダムを造らないことが一番。</p> <p>・ダムに頼らなくても十分できる。</p>	<p>・「ダム事業の検証に依る検討に関する再評価実施要領細目」においては、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されております。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に依る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(中略)検討にあたっては、必要に応じて、(i)の利水代替案や(ii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」と規定されております。抽出された流水の正常な機能の維持対策案について、これに基づき評価を行っております。</p>

### 6.3 意見聴取

「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で、学識経験を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

また、これらを踏まえ「雄物川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

#### 6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

学識経験を有する者等からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

#### 6.3.2 関係住民からの意見聴取

関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

#### 6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

#### 6.3.4 関係利水者からの意見聴取

関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

#### 6.3.5 事業評価監視委員会からの意見聴取

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。